

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日は、
がと日
の翌
当てる)

目 次

◇告 示 測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等
(管理課)

告 示

鳥取県告示第七百八十四号

平成十二年度において県が締結する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る測量等業務の入札参加資格等については、別に告示する。

平成十一年十二月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 入札参加資格

入札参加資格は、次に掲げる事項を総合勘案して行った審査の結果に基づき、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償コンサルタント業務ごとに定める業務の種類に応じて定めた資格とする。

1 審査基準日（平成十一年十月一日をいう。以下同じ。）の直前の二営業年度における測量等業務の契約実績高

2 審査基準日の直前の営業年度（以下「直前一年」という。）の決算における自己資本額（法人にあつては資本金（出資総額を含む。）、新株式払込金、新株申込証拠金、準備金、積立金及び繰越金の額の合計額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額をいう。以下同じ。）

3 審査基準日における測量等業務に従事する一級建築士等の有資格者数

4 審査基準日までの測量等業務の営業年数

二 入札参加資格のない者

次に掲げる者は、その希望する業務の入札参加資格を有しない。

1 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者

2 申請書又は添付書類の中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかつた者

3 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者

4 入札参加資格を希望する業務の種類について、直前一年において契約実績高のない者

5 建築関係建設コンサルタント業務の建築一般の入札参加資格を希望する者にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三の規定による建築士事務所登録を受けていない者

6 測量の入札参加資格を希望する者にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条の五の規定による測量業者としての登録を受けていない者

三 資格審査の申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、指名競争参加資格審査申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、平成十二年二月十五日(火)から同月二十九日(火)までの間に鳥取県土木部管理課建設係(〒六八〇一八五七〇 鳥取市東町一丁目二二〇 電話〇八五七一二六一七三四七)に持参し、又は郵送すること(郵送の場合は、平成十二年二月二十九日(火)までの消印のあるもの限り、受け付ける)。ただし、提出期限について知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

なお、建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十七号)、地質調査業者登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十八号)又は補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号)の定めるところにより登録を受けた者については、次に掲げる書類のうち、2から5までの書類については、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程の定めるところにより建設大臣に提出した直前一年の現況報告書の写しをもって代えることができる。

- 1 営業所一覧表(様式第二号)
- 2 測量等実績調書(様式第三号)
- 3 技術者経歴書(様式第四号)
- 4 法人にあつては直前一年の貸借対照表、損益計算書、完成業務原価報告書及び利益処分(損失処理)に関する書類、個人にあつては直前一年の貸借対照表、損益計算書及び完成業務原価報告書
- 5 法人にあつては商業登記簿の謄本、個人にあつては、その者の身元証明書
- 6 業務を行うについて法令に基づく登録をしている場合にあつては、その登録の証明書
- 7 入札参加等の権限の委任状(年間委任の場合に限る。)
- 8 資格審査申請書確認表(様式第五号)
- 9 県内の営業所(本店、支店又は常時契約を締結する事務所)に配置されている技

術者のうちに、技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による登録を受けている者又は社団法人建設コンサルタント協会の行うシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)資格試験に合格し、登録を受けている者がいる場合にあつては、その登録証の写し

四 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、それが決定されたときから平成十三年三月三十一日までとする。ただし、平成十三年度の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

